

浦安市stroma用装具購入費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

浦安市長

## 浦安市規則第8号

浦安市ストマ用装具購入費の助成に関する規則の一部を改正する  
規則

浦安市ストマ用装具購入費の助成に関する規則（平成8年規則第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浦安市ストーマ用装具購入費の助成に関する規則

第1条中「ストマ用装具」を「ストーマ用装具」に、「ストマの」を「ストーマの」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「ストマ用装具」を「ストーマ用装具」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア ストーマ造設に係る疾病について、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付の申請をした者であって、その交付を受けていないもの

イ ストーマ造設に係る疾病について、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第7条第1項の規定による身体障害者手帳の再交付の申請をした者であって、その交付を受けていないもの

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第3条及び第4条中「ストマ用装具」を「ストーマ用装具」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「浦安市ストマ用装具購入費助成申請書」を「浦安市ストーマ用装具購入費助成申請書」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 第2条第1号アに該当する者 当該身体障害者手帳の交付申請書及び当該申請に係る医師の診断書の写し

(2) 第2条第1号イに該当する者 当該身体障害者手帳の再交付申請書及び当該申請に係る医師の診断書の写し

第5条第2項を削る。

第6条中「前条第1項」を「前条」に、「、ストマ用装具」を「、ストーマ用装具」に、「浦安市ストマ用装具購入費助成決定・却下通知書（別記第3号様式）」を「浦安市ストーマ用装具購入費助成決定・却下通知書（別記第2号様式）」に改める。

第8条を削る。

第9条中「毎月10日までに、その前月分の助成金について、浦安市ストマ用装具購入費助成金請求書（別記第4号様式）にストマ用装具」を「次条の規定により資格を消滅した日から起算して1月以内に、浦安市ストーマ用装具購入費助成金請求書（別記第3号様式）にストーマ用装具」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めた場合は、1月ごとにその前月分の助成金を支払うことができる。

第9条を第8条とする。

第10条第1号中「第2条第1号及び第3号」を「第2条」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条を第9条とする。

第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条中「ストマ用装具」を「ストーマ用装具」に改め、同条を第13条とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別 記

第 1 号様式（第 5 条）

浦安市ストーマ用装具購入費助成申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

申請者 氏 名

連絡先

ストーマ用装具購入費の助成を受けたいので、浦安市ストーマ用装具購入費の助成に関する規則第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

対 象 者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
種 別	ストーマ用装具（消化器系）・ストーマ用装具（尿路系）	

別記第2号様式を削り、別記第3号様式を次のように改める。

第 3 号様式（第 6 条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市ストーマ用装具購入費助成決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のありましたストーマ用装具購入費の助成について、次のとおり決定・却下しましたので、浦安市ストーマ用装具購入費の助成に関する規則第 6 条の規定により、通知します。

1 決定

種別            ストーマ用装具（消化器系）            ストーマ用装具（尿路系）

2 却下

理由

別記第 3 号様式を別記第 2 号様式とし、別記第 4 号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条第1項）

浦安市ストーマ用装具購入費助成金請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所  
請求者 氏 名  
連絡先

年 月 日付けで決定のあったストーマ用装具の購入費の助成について、浦安市ストーマ用装具購入費の助成に関する規則第8条第1項の規定により、次のとおり請求します。

請求対象月 年 月分

請求額 円

口座振込依頼欄	金融機関名	本店・支店名	種 目				
			口 座 番 号				
	ふりがな						
	口座名義人						

別記第4号様式を別記第3号様式とする。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。